一一〇三・一三	とうもろこしのもの	X						
一一〇三・一九	その他の穀物のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの							
	オートのもの							
	その他のもの		一七%	B10	一五%	B10	X	X
一一〇三・二〇	ペレット							
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	オートのもの							
	とうもろこしのもの							
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）							
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物							
一一〇四・一二	オートのもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一一〇四・一九	その他の穀物のもの							
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの							
	とうもろこしのもの							
	その他のもの	X	二一・三%	B10	一七%	B10	X	X
一一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）							
	オートのもの							
一一〇四・二三	とうもろこしのもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	コーンフレークの製造に使用するもの							
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一一〇四・二九	その他の穀物のもの							
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	X	二一・三%	B10	一七%	B10	X	X
	その他のもの	X	一六・二%	B10	一八%	B10	X	X
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	X	一七%	B10	一五%	B10	X	X
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	X	二一・三%	B15	二〇%	B15	X	X
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	カッサバ芋のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	飼料用のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	バナナのもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	飼料用のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一一・〇八	でん粉及びイヌリン	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X

第一二類

一二〇一・〇〇	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・〇二	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二〇二・一〇	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	殻付きのもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	採油用のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	採油用のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二〇三・〇〇	コプラ	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものと切り、粉砕し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）及びその部分	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二一二・二〇	海草その他の藻類	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	ふのり属のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二一三・〇〇	てん菜	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二一四・九一	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二一四・九九	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
	その他のもの	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X
一二・一四	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	X	三一・五%	B10	一五%	B10	X	X
	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケールルービン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	X	一二%	B10	一五%	B10	X	X